

# < 水路清掃について >

環境部下水道建設課

## 搬入できるもの及び搬入先

・ 土砂類

→ 最終処分場（菊本町）

（土砂をビニール袋等に入れた状態では受け入れできません。袋類は取り除いて土砂のみの搬入をお願いします。）

・ 草類（水路沿い）

・ **ビン（色分け必要）**

・ 缶類

汚れているビン・缶類はまとめて「不燃物」扱いとなります

・ ペットボトル類

清掃センター（観音原町）

・ プラスチック類

（ビニール袋配布）

（注）家庭のごみの出し方に従い分別し、搬入して下さい。

**水路清掃以外のごみは搬入できません。**

**（例：公園の剪定ごみ・家庭ごみ・自治会館の不要物等）**

### 注意事項

1. **ダンプ1台につき、実施団体から1人必ず同乗して下さい。**
  2. **最終処分場の搬入経路を遵守してください。（裏面参照）**
  3. **搬入途中の道路への飛散防止のため、過積載にならないよう注意して下さい。**
  4. **最終処分場及び清掃センター内は、必ず係員の指示に従って下さい。**
  5. **申請者は清掃箇所を記入した地図等を下水道建設課まで提出して下さい。**
  6. **許可書は複写禁止です。紛失の際は下水道建設課（65-1281）まで連絡して下さい。**
  7. **当日、雨天等で中止となった場合は、ダンプ配車業者と最終処分場か清掃センターへ連絡して下さい。延期日が決定している場合は担当業者と相談の上、許可証の日付を変更し、その旨を下水道建設課へ連絡して下さい。延期日が未定の場合は、許可証を下水道建設課まで返却して下さい。**
- 連絡先：最終処分場 37-5300 清掃センター41-4225
8. **集配車は原則2tダンプトラックとします。（軽トラックの場合は賃料の支払いができません。）**

**上記の事項を必ず遵守してください。**

